

名古屋市 生産緑地地区の指定申出のご案内

(2026 年度)

《生産緑地地区の指定について》

名古屋市では、市街化区域内でこの先 30 年間引き続き農業が営まれる農地等*について生産緑地地区の追加指定を行います。申出対象は、中面の「生産緑地地区の指定要件について」に該当する農地等となります。

指定後は農地等として 30 年間適切に管理することが義務づけられますが、固定資産税等及び相続税等の税制優遇を受けることができます。

指定を希望される農地等所有者の方は、事前に下記窓口でよくご相談のうえ、指定申出の手続きを行って下さい。

* 農地等

現に農業の用に供されている農地若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている沼地（これらに隣接し、かつ、これらと一体となって農林漁業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む）。

※手続きに際しては、指定要件に当てはまるか否かの確認と共に、現地の営農状況の調査等も併せて必要となりますので、必ず事前にご相談下さい。

農地等の所在区	相談・受付窓口	電話番号
千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区	緑区役所農政担当	625-3932
東区、北区、西区、中村区、中区、守山区	守山区役所農政担当	796-4551
熱田区、中川区	中川区役所農政担当	363-4360
港区	港区南陽支所農政担当	301-8209

生産緑地の要件等について

- ◆面積要件は 300 m²以上の一団の農地等です。
- ◆拠点市街地及び駅そば市街地内（おおむね鉄道駅等から 800m、基幹バス路線等から 500m の区域）は防災協力農地の登録を条件に指定可能です。
- ◆都市農業者や市民農園を運営する企業等に生産緑地の貸し出しを行っても税制優遇が継続します。

《書類受付期間》

令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ご相談は受付期間の前からでも可能です。）

《生産緑地地区の指定要件について》

以下全てに該当する一団の農地等^{注1}であること

- 1 300 m²以上の規模の区域であること
- 2 都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- 3 農林漁業の継続が可能な条件を備えていること
- 4 次のいずれかに該当すること
 - ① 抱点市街地及び駅そば市街地^{注2}外の農地等
 - ② 抱点市街地及び駅そば市街地^{注2}内の農地等のうち名古屋市防災協力農地登録制度に定める防災協力農地に登録のある農地等
 - ③ 既存の生産緑地地区に隣接し、一団となる農地等
 - ④ 土地区画整理事業等の施行に伴い、新たに面積要件を満たすこととなった農地等
 - ⑤ 公園・緑地その他の公共空地として都市計画決定された区域内の農地等（既に事業認可された公園等の整備区域は除く）
 - ⑥ 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく市民農園として設置する農地等
- 5 一団を構成する各々の筆が不動産登記法に基づき登記されたものであること
(土地の一部を生産緑地として指定申出したい場合は、原則として土地の分筆登記後に申出すること。ただし、分筆が困難な場合はご相談ください。)
- 6 登記地目が農地(田・畠)であること
(区画整理中等、やむを得ず変更できない場合は除く。)
- 7 申出時点ですでに作付けから収穫までの一連の耕作実績（果樹の場合は、植樹から1年以上経過しており生育状況が良好であること）があり、良好な農地として維持されていること
※作付け及び植付けの密度が低い場合や偏在がある場合は良好な農地とみなしません。
- 8 指定する土地に関する権利(所有権、地上権、貸借権、永小作権、先取特権、質権、抵当権、根抵当権等)を有する者全員の同意がとれること

注1 農地と農地の間に道路・水路等が介在する場合でも、介在する道路・水路等の幅員が 6.5m以内であれば一団の農地等として取扱い、生産緑地地区へ指定できる場合があります。

注2 名古屋市都市計画マスターplan 2030（令和2年6月策定）に定める、概ね鉄道駅等から800m、基幹バス路線等から500mの区域。（右面の区域図参照）

《必要な書類》

- | | |
|---|----|
| ・生産緑地地区指定申出書兼同意書 | 2部 |
| (共有者がいる場合は全員の同意、また、地上権、賃借権、永小作権、先取得権、質権、抵当権、根抵当権等が設定されている場合はそれらの権利を有する者の同意が必要。) | |
| ・印鑑登録証明書 | 1部 |
| ・土地の登記事項証明書（全部事項証明書） | 1部 |
| ・公図（コピー可） | 1部 |
| ・仮換地証明、仮換地図、使用収益の開始がわかる書面
(区画整理による仮換地指定中の土地) | 1部 |

《その他注意事項》

■書類について

- ・書類の不備がある場合など、再度書類を整えるのに時間を要しますので、日程に余裕を持って書類提出をお願いします。
- ・提出された書類は原則として返却できません。控えが必要な方は、コピーをとられるようお願いします。
- ・書類提出後に記載内容に変更が生じた場合には、提出した区役所担当窓口へ必ずご連絡ください。

■農地性の判断について

- ・申出のあった農地については、農業委員会による現地確認及び審議を経て、農地性の判断を行います。
- ・農地性が認められない場合については、生産緑地地区に指定はできません。農地としての適正な管理を行われたうえ、次年度以降に再度申出の手続きをお願いします。

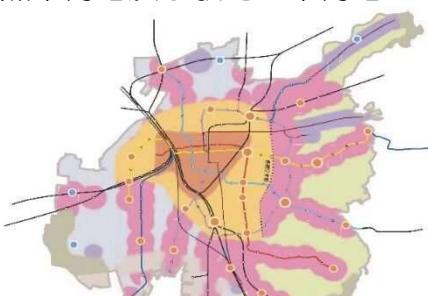
■指定された場合の通知

- ・生産緑地地区に指定された後に申出者へ文書で通知します。
(2026年12月頃に都市計画決定により指定予定)
(農地性が認められない場合については、2026年6月頃に申出者へ文書で通知予定)

■その他事項

- ・受付期間後の取り下げについては原則できません。ご家族等関係者とよく相談の上申出ください。
- ・生産緑地地区に指定された農地等を土地所有者の都合で廃止することはできませんのでご注意ください。

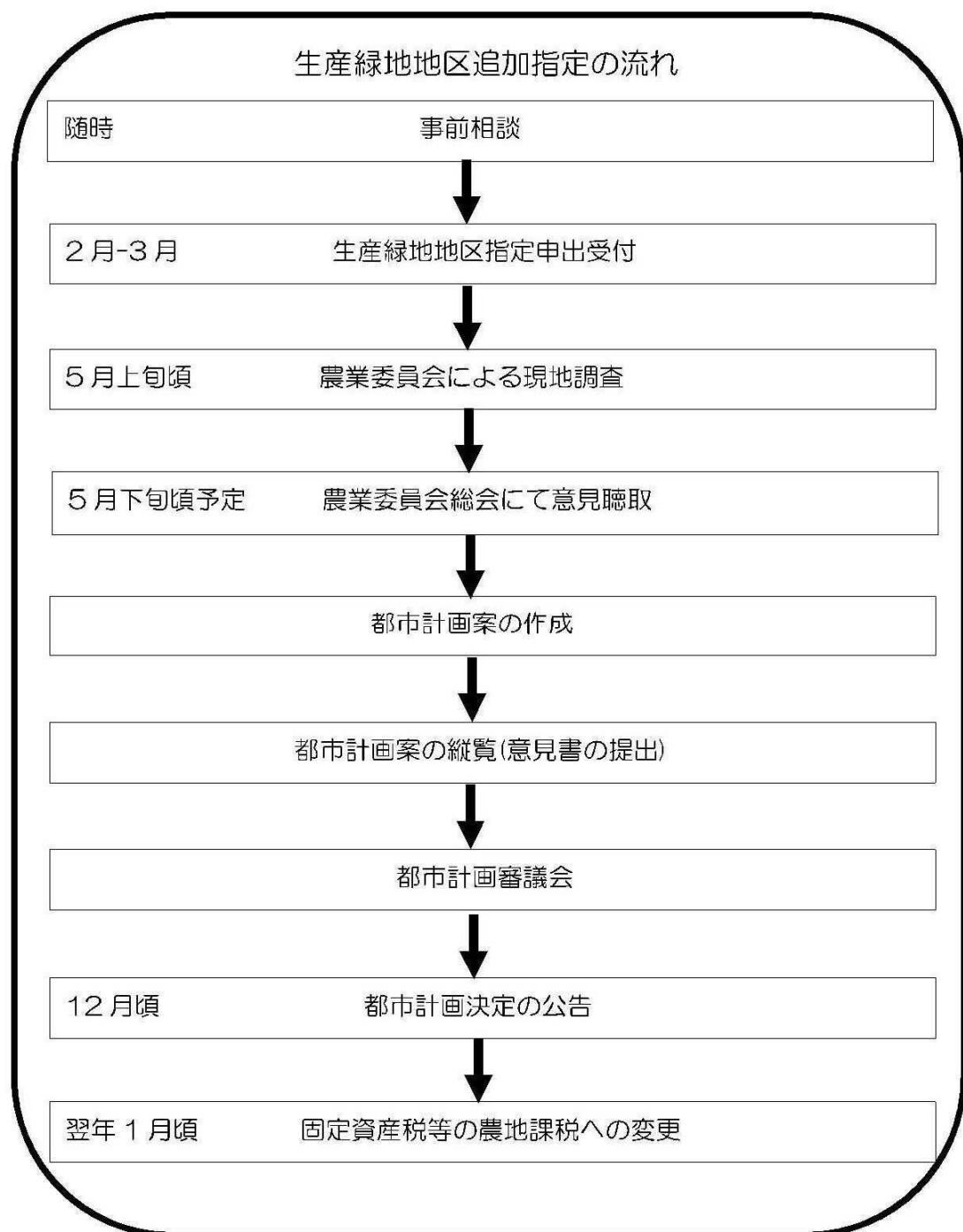
〈拠点市街地及び駅そば市街地の区域図〉



※上図のうち、都心ゾーン、都心周辺ゾーン、駅そばゾーン及び準駅そばゾーンが、拠点市街地及び駅そば市街地になります。

《生産緑地地区指定までの流れ》

生産緑地地区は都市計画の地域地区に位置づける必要があるため、おおむねこのようなスケジュールで指定の手続きが行われます。



※ご注意ください！

今回の受付は、「生産緑地地区への新たな指定」です。「特定生産緑地の指定」の受付とは異なりますので、ご注意ください。

生産緑地地区：指定後30年間農地として管理義務、税制優遇あり

特定生産緑地：30年経過する生産緑地の義務と優遇を10年延長するもの

生産緑地地区の制度を良くご理解いただき、権利者やご家族等とよくご相談の上、指定の申出をしていただきますようお願いいたします。